

平成 28 年度 事業計画書

(平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日まで)

1. 基本方針

- (1) 法定事業・関連事業啓発活動の推進強化
事業量拡大により健全運営を目指す。
地図作成業務の取組についての再考
- (2) 業務処理の標準化、管理の徹底
業務管理システムの適正運用、業務処理の標準化の実施
- (3) 公益法人としての組織の充実
諸規則等の修正整備、健全運営のための方策検討
- (4) 自主事業の検討・推進

2. 事業関係

1. 総務部

- (1) 関係官公署との連絡・調整
 - (イ) 各官公署への挨拶及びPR活動を行う
 - (ロ) 委託業務に関する協議会への参加
 - (ハ) 官公署の行う会議及び研修会への参加
- (2) 全公連・四公連の各種会議への出席及び、他協会との情報交換
各種会議への積極的参加
 - (イ) 徳島県で開催される四公連理事会、四公連総会の準備と実施
 - (ロ) 全公連及び他協会の研修への積極参加及び情報交換
- (3) 本会と協会、本部と支所及び社員間の連絡体制・情報共有の合理化
 - (イ) 業務管理システム本格稼働による事務局・社員間の業務管理体制の確立、サポート
 - (ロ) 本会との意思疎通の充実
 - (ハ) 政治連盟との関連性の強化
 - (ニ) 本部と支所との連絡体制の強化
 - (ホ) 事務局における事務処理等の合理化の検討
 - (ヘ) 多数の社員が参加できるレクリエーションの企画・実施
- (4) 公益社団法人としての運営のあり方の研究、実施
 - (イ) 規則、細則等の見直し

- (ロ) 公益社団法人の趣旨に則した運営の検討・構築
 - (ハ) 内閣府への事業報告、事業計画提出に伴う事務手続きの推進
- (5) 広報、PR活動の推進
- (イ) 広報活動に関する検討を行う

2. 経 理 部

1. 予算編成・執行方針

今年度は発注官公署の業務委託制度に大きな変更がなく、法定事業（嘱託登記事業）の事業収益については、概ね前年度実績程度を見込めるものと想定とした。また、関連事業（地図作成事業）については、前年度受託額よりも3千万円程度増益が見込めることから、全体の事業収益については、関連事業における収益を考慮し、前年度を上回る予算とした。

経常費用の支出においては、各科目における支出状況を精査し、継続して経費削減に努めることとし、予算執行に際しても、支出内容を精査して冗費の削減を行う。

また、今年度の基本方針において、特に、法定事業、関連事業啓発活動の推進強化、業務管理システムの適正な運用に伴う体制構築を重点目標とすることから、これらの活動を円滑に行うための人員確保等の費用について重点的に予算計上を行い、これに対応する。

さらに、直接的に、広く、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与し得る自主事業について、新たな自主事業の拡充に努めるための予算措置を行い、適切な予算執行を行う。

2. 活動計画

公益法人移行後、経理部では当協会が公益法人として適切かつ効率的に運営されるための法人統治のあり方について、経理的側面からの研究を行ってきた。

今年度は、これらの成果もとに更なる研究を行い、当協会が継続して安定的に運営ができる方策を再検討していく。

3. 業 務 部

(1) 法定・関連事業の推進

(イ) 地図作成事業

法第14条地図作成作業

松山市中村一丁目～五丁目・祇園町の作業実施。

地籍調査事業

松山市市街地、堀江町の一部、山間部、恩地町、大井野町、伊予郡松前町南黒田の一部、筒井、浜、東古泉の一部、今治市北鳥生町三丁目、四丁目、南鳥生一丁目～四丁目、北高下町三丁目、四丁目、南高下町三丁目、四丁目、大洲市新谷の一部の作業実施。

(ロ) 嘱託業務の推進

未契約の県下各市町に対して継続して業務啓発にかかる提案を行っていく。
契約済みの市町においても関係各課に継続して啓発活動を行う。

(2) 自主事業の推進

(イ) 登記基準点の設置

嘱託登記業務においても原則として基本三角点等の成果を基に業務処理を行い、愛媛県土地家屋調査士会の指導・点検を受け、登記基準点の設置を行う。

(ロ) 境界標の埋設

法第 14 条地図作成作業及び地籍調査事業、並びにその他嘱託業務において不動産の権利の明確化に寄与する為、全点境界標設置を原則に業務をおこなう。

(3) 業務処理と成果検査体制の検討

導入した業務管理システムを有効利用し、業務進捗状況の把握、品質の確保、成果品の検査体制等を整える。

(4) 研修会等

不動産登記法・登記事務取扱要領、調査・測量実施要領等に則した業務処理をおこなうための実務的研修会の企画。

官公署及び一般市民を対象とした啓発活動の企画。

国会、支部が実施する研修会への参加を奨励し社員の専門的能力のさらなる向上を図る。

(5) 地図作成室の運営

(イ) 全公連で行っている地図作成作業の歩掛り調査を参考に、地籍調査、登記所備付地図作成作業の各事業ごとの、実作業項目、労務数量の実数調査を行い、積算基準と比較検討の上、標準的な作業体制の確立、適正な業務処理費算出方法、および作業効率の向上を検討する。

(ロ) 地図作成における行政上の有効性を啓発するために、作成された地図の二次利用等を自主事業を通じて提案することを検討する。

(ハ) 山村部地籍調査において実施中の地上法と航測法を合わせた一筆地調査の手法についてその有効性を検討し、他事業への利活用方法を研究する。